

令和7・8年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年埼玉県告示第1108号。以下「規程」という。)第8条に基づき格付を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

第2 格付方法

格付は、第3に定める資格審査数値及び第6に定める技術者数を基に第8に定める格付基準に従って業種ごとに行うものとする。

第3 資格審査数値

資格審査数値は、第4に定める客観的事項の審査数値及び第5に定める県による評価点数値を合計した数値とする。

第4 客観的事項の審査数値

客観的事項の審査数値は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値(規程第8条に定める項目のうち経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目(社会性等)を、平成20年国土交通省告示第85号(以下「国土交通省告示」という。)第二に定める基準(以下「国土交通省告示に定める基準」という。)に従って審査し、同告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」(以下「事務取扱別紙」という。)により算出した評点)とする。

ただし、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合(以下「協同組合等」という。)のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者(以下「官公需適格組合」という。)及び経常建設共同企業体については、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

1 官公需適格組合

(1)経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員(当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。)の次に定める項目の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

- ア 工事の種類別年間平均完成工事高
- イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高
- ウ 自己資本の額
- エ 利益額

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目(社会性等)の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した数値)とする。

2 経常建設共同企業体

(1) 経営規模及び技術力の審査は、当該経常建設共同企業体の構成員(以下、「構成員」という。)の次に定める項目の合計値を用いて国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 利益額

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目(社会性等)の評点は、各構成員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した数値)とする。

第5 県による評価点数値

県による評価点数値は、次に定める項目の配点の合計値とし、資格審査の申請日(以下「資格審査申請日」という。)において建設業法に規定する主たる営業所が埼玉県内にある者(以下「県内業者」という。)に対して配点する。

ただし、その合計値が0点未満となった場合は、県による評価点数値は0点とする。

1 工事成績評価点

(1) 工事成績評価点は、申請業種ごとに配点する。

(2) 工事成績評価点は、令和4年度及び令和5年度に埼玉県土木工事成績評定要領(昭和48年4月20日施行。)、埼玉県建築工事成績評定要領(昭和59年4月1日施行。)及び埼玉県企業局建設工事成績評定要領(昭和48年10月1日施行。)に基づき評定した工事成績評定点のうち、(3)に定める工事成績評定点を合計し、当該工事件数で除して得た数値(算出された数値に1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、「平均点数」という。)を次表の区分により配点とする。

工事成績	80点以上 82点未満	82点以上 84点未満	84点以上 86点未満	86点以上 88点未満	88点以上 90点未満	90点以上
配点	30	50	70	90	110	130

- (3) 工事成績評定点は、上記工事成績評定要領に基づき評定した全ての工事を対象とする。
- (4) 協同組合等及び経常建設共同企業体に係る平均点数は、当該協同組合等及び経常建設共同企業体として評定した工事成績評定点を評価対象とする。
- (5) 特定建設共同企業体に係る工事成績評定点は、当該特定建設共同企業体を構成する県内業者に対してそれぞれ評価対象とする。

2 優秀工事表彰評価点

- (1) 優秀工事表彰評価点は、令和 5 年度及び令和 6 年度に埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱(昭和 62 年 4 月 23 日施行)、埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱(平成 14 年 9 月 17 日施行)、埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱(平成 14 年 10 月 9 日施行)及び埼玉県企業局優秀施工業者等表彰要綱(平成 14 年 12 月 13 日施行)に基づき表彰された工事に該当する申請業種ごとに、次表の区分による配点に受賞回数を乗じて得た数値を配点する。ただし、80 点を上限とする。

優秀工事表彰の区分	埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱に基づく表彰により「優秀賞」を受賞した者	埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱に基づく表彰により「特別奨励賞」を受賞した者	埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱、埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱及び埼玉県企業局優秀施工業者等表彰要綱に基づく表彰を受賞した者
配点	40	30	20

- (2) 協同組合等及び経常建設共同企業体に係る優秀工事表彰評価点は、当該協同組合等及び経常建設共同企業体としての受賞を評価対象とする。
- (3) 特定建設共同企業体に係る優秀工事表彰は、当該特定建設共同企業体を構成する県内業者に対してそれぞれ評価対象とする。

3 品質管理評価点

- (1) 品質管理評価点は、建設工事の施工を対象とし、資格審査申請日において(公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001を取得している者を対象とし、全ての申請業種ごとに10点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、出資比率が最大の者(若しくは出資比率が同率の場合はいずれか一方の者)が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

4 技術者評価点

- (1) 技術者評価点は、申請業種ごとに配点する。
- (2) 技術者評価点は、資格審査基準日において技術者を常勤雇用する者に対し次表により配点する。ただし、100点を上限とする。

	1級相当 技術者	監理技術者 補佐	登録基幹 技能者	2級相当 技術者
配点	1人当たり 5点	1人当たり 4点	1人当たり 3点	1人当たり 2点

5 建設機械保有評価点

- (1) 建設機械保有評価点は、資格審査基準日時点において、一定規格以上の建設機械を保有(リースも可)している者を対象に、全ての申請業種ごとに1台につき10点(上限20点)を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

6 労働災害防止評価点

- (1) 労働災害防止評価点は、資格審査申請日時点において、建設業労働災害防止協会の加入者を対象に、全ての申請業種ごとに10点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

7 交通法令順守評価点

- (1) 交通法令順守評価点は、資格審査申請日時点において、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等に加入している者を対象に、全ての申請業種ごとに10点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等としての加入を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が加入している場合を評価対象とする。

8 不当要求防止等評価点

- (1) 不当要求防止等評価点は、資格審査申請日時点において「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、

令和3年度以降責任者講習を受講した者を対象に、全ての申請業種ごとに10点を配点する。

- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

9 SDGs評価点

- (1) SDGs評価点は、資格審査申請日時点において、次の条件のいずれかを満たす者を対象に、全ての申請業種ごとに5点を配点する。
 - ア 埼玉県SDGsパートナー登録制度に登録が完了した者
 - イ 埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度に登録が完了した者
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

10 災害対応評価点

- (1) 災害対応評価点は、資格審査申請日時点において、次の条件を満たす者を対象に、全ての申請業種ごとに次により配点する。
 - ア 県と災害時における防災活動について定めた防災協定等を締結し、防災活動に一定の役割を果たす者 20点
 - イ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に、自然災害等発生時や被害発生が予想される際において、本県からの要請等に基づき災害防止活動を実施した者 1回につき10点(上限30点)
 - ウ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に、自然災害等発生時や被害発生が予想される際において、県内の市町村又は国からの要請等に基づき県内で災害防止活動を実施した者 10点
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

11 環境への配慮評価点

- (1) 環境への配慮評価点は、資格審査申請日時点において、次の条件のいずれかを満たす者を対象に、全ての申請業種ごとに10点を配点する。
 - ア 埼玉県エコアップ認証制度による認証を受けた者

イ J A B 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した I S O 14001 を取得している者

ウ (一財)持続性推進機構が認証したエコアクション 2 1 を取得している者

(2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

(3) 経常建設共同企業体については、出資比率が最大の者(若しくは出資比率が同率の場合はいずれか一方の者)が認証取得している場合を評価対象とする。

1 2 女性活躍・子育て支援評価点

(1) 女性活躍・子育て支援評価点は、資格審査申請日時点において、次の条件を満たす者を対象に、全ての申請業種ごとに次により配点する。ただし、ア～カまでは 30 点を上限とする。

ア 従業員 1 0 0 人以下の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を厚生労働大臣(労働局長)に届出した者又は同法第 13 条に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 10 点

イ 従業員 1 0 1 人以上の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」第 13 条に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 10 点

ウ 従業員 1 0 0 人以下の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を厚生労働大臣(労働局長)に届出した者又は同法第 9 条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 10 点

エ 従業員 1 0 1 人以上の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 9 条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 10 点

オ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者 10 点

カ 県の定める「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を取得した者 10 点

キ 女性技術職員評価点は、資格審査申請日時点において、女性技術職員を 1 人以上常勤雇用している者 10 点

(2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

(3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

1 3 担い手確保評価点

(1) 担い手確保評価点については、資格審査申請日時点において、次の条件を満たす者を対象に、全ての申請業種ごとに次により配点する。

ア 新規雇用（若年者（34歳以下の技術職））評価点は、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に新規に若年者（34歳以下の技術職）を1人以上常勤雇用し、資格審査申請日時点においても継続して雇用している者（ただし、派遣労働者、技能実習生等有期雇用者は対象外） 1人につき10点（上限20点）

イ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に、大学生や高校生等を対象としたインターンシップを3日以上受入れ、学校の証明により実績が確認できる者 10点

ウ CCUS（建設キャリアアップシステム）の事業者登録を完了した者 10点

エ 「パートナシップ構築宣言」の登録が完了している者 5点

（2）協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

（3）経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

1.4 就労環境の改善評価点

（1）就労環境の改善評価点は、資格審査申請日時点において、次の条件のいずれかを満たす者を対象に、全ての申請業種ごとに配点する。

ア 就業規則等で技術系職員の休日を4週8休又は年間110日以上と規定し、労働基準監督署に届け出た者 10点

イ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）又は日本下水道事業団との請負契約によるICT活用工事による工事の完成を確認できる者 10点

ウ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）又は日本下水道事業団との請負契約による工事情報共有システム（ASP方式）活用工事による工事の完成を確認できる者 10点

（2）協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

（3）経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

1.5 障害者雇用評価点

(1) 障害者雇用評価点は、次の条件いずれかを満たす者を対象に、全ての申請業種ごとに次により配点する。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る報告義務がある場合で、資格審査申請日直近の 6 月 1 日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる事務所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した者 10 点

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る報告義務がない場合で、資格審査申請日時点において障害者を 1 人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者 10 点

(2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

(3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

1 6 地域貢献評価点

(1) 地域貢献評価点は、資格審査申請日時点において、次の条件を満たす者を対象に、全ての申請業種ごとに次により配点する。

ア 令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に本県の機関等の施設管理に関するボランティア活動を実施した者 10 点

対象となるボランティア活動は、道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、本県の機関等との認定書・協定書及び本県への活動報告書、本県の機関等からの感謝状等により実施を確認できるもの

イ 消防団協力事業所に認定され、令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に従業員が消防団員としての活動した実績を確認できる者 10 点

ウ 法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者 10 点

(2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

(3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

1 7 入札参加停止等に係る減点

(1) 令和 5 年度及び令和 6 年度に建設工事について本県から文書警告、入札参加停止又は入札参加除外措置（以下、「入札参加停止等」という。）を受けた者は、全ての申請業種ごとに次表により減点する。入札参加停止を複数回受けた者は、それぞれの期間を合算し次表により減点する。

文書警告 10 点

入札参加停止又は入札参加除外措置

入札参加 停止等 の期間	2か月未満	2か月以上 4か月未満	4か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上
減点	20	30	40	50	80	100

(2) 協同組合等及び経常建設共同企業体については、当該協同組合等又は経常建設共同企業体を原因とした入札参加停止等を当該協同組合等又は経常建設共同企業体が受けた場合を評価対象とする。

(3) (1)の による文書警告により入札参加停止を受けた場合には、 の減点は行わないものとする。

第6 技術者数

1 第5に定める項目のうち、1級相当技術者、監理技術者補佐、登録基幹技能者及び2級相当技術者の数は、規程第2条第8項イに定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評価値通知書の技術職員数の一級欄、監理補佐欄、基幹欄及び二級欄にそれぞれ記載された者の数とする。

2 第8に定める項目のうち、土木工事業、建築工事業の1級相当技術者数は、規程第2条第8項イに定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評価値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。

3 1及び2について官公需適格組合及び経常建設共同企業体の技術者数は、第4の1(1)及び2(1)による技術者数の合計値とする。

第7 社会保険等加入の実施状況の確認

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認できるもの。

第8 格付基準

1 土木工事業

格付	基準
級	資格審査数値が1110点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が10人以上である者
A級	資格審査数値が850点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が3人以上である者（ 級に該当する者を除く。）
B級	資格審査数値が710点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が1人以上である者（ 級及びA級に該当する者を除く。）
C級	資格審査数値が620点以上である者（ 級、A級及びB級に該当する者を除く。）

D級	級、A級、B級及びC級に該当しない者
----	--------------------

2 建築工事業

格付	基 準
級	資格審査数値が 1115 点以上であって、かつ、1 級相当技術者の数が 8 人以上である者
A 級	資格審査数値が 855 点以上であって、かつ、1 級相当技術者の数が 5 人以上である者（ 級に該当する者を除く。）
B 級	資格審査数値が 715 点以上であって、かつ、1 級相当技術者の数が 2 人以上である者（ 級及びA級に該当する者を除く。）
C 級	資格審査数値が 595 点以上であって、かつ、1 級相当技術者の数が 1 人以上である者（ 級、A 級及びB 級に該当する者を除く。）
D 級	級、A 級、B 級及びC 級に該当しない者

3 電気工事業

格付	基 準
A 級	資格審査数値が 825 点以上である者
B 級	資格審査数値が 675 点以上 825 点未満である者
C 級	資格審査数値が 675 点未満である者

4 管工事業

格付	基 準
A 級	資格審査数値が 825 点以上である者
B 級	資格審査数値が 675 点以上 825 点未満である者
C 級	資格審査数値が 675 点未満である者

5 舗装工事業

格付	基 準
A 級	資格審査数値が 925 点以上である者
B 級	資格審査数値が 765 点以上 925 点未満である者

C級	資格審査数値が765点未満である者
----	-------------------

6 その他の業種(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業及び舗装工事業以外の業種)

格付	基 準
A級	資格審査数値が780点以上である者
B級	資格審査数値が650点以上780点未満である者
C級	資格審査数値が650点未満である者

第9 格付の変更

規程第11条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、規程第13条に定める参加資格の再審査を受けた者又は埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会の議を経たときは、この限りではない。

第10 格付等の公表

競争入札参加資格及び競争入札参加資格者名簿の有効期間中、埼玉県ホームページにおいて、有資格者の格付、資格審査数値、客観的事項の審査数値、県による評価点数値及び第8に係る1級相当技術者の数を公表する。